

インフルエンザ出席停止について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成 24 年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」

と変更されました。

		発症日	発症後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
確認用		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	ここまでは必ず欠席	月 日	月 日	月 日
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能	
		出席停止								
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能
		出席停止								

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。————→

※ 発症日当日を「0 日目」、解熱した翌日を「解熱後 1 日目」と換算するので、発症した日から数えると最低 6 日間の出席停止が必要となります。

※ 発症日は、インフルエンザの症状（突然の発熱・悪寒・関節痛等）が始まった日です。病院受診時に医師に相談・確認してください

※ 受診していない場合や、登校許可証が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

※ 処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあります。

自己判断で登校した場合、学校での感染・流行が懸念されますので、必ず医師の判断・指示に従って下さい。